

市からのお知らせ

くらし

医療費受給者証の 年度更新について

対象の医療費受給者証／

①**障害者医療費受給者証**／身体障害者手帳(1級から3級、腎臓4級および進行性筋萎縮症4級から6級)あるいは療育手帳(AまたはB判定)所持者、もしくは自閉症と診断されている方で、令和8年7月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方。

②**後期高齢者福祉医療費受給者証**／「障害者」「ねたきり・認知症」などの要件(一部所得制限あり)による後期高齢者福祉医療の受給者の方で、令和8年7月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方。※「ひとり暮らし」の該当要件は助成終了のため更新はできません。

上記①・②の方でまだ更新手続きがお済みでない方は、手続きが必要です。

③**母子・父子家庭医療費受給者証**／18歳以下の児童を養育している母子や父子家庭の方で、令和8年10月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方には、7月末に手続きのお知らせを送付しました。(所得制限あり)

届出期間／

8月3日(月)～8月31日(月)

☎ 保険年金課 ☎(55)7119

くらし

河川でのルールやマナーを守りましょう

木曽川河川下流部では水上バイクや水上スキーの利用者が増え、他の利用者との事故やトラブル、また、地域住民や漁業へ影響を及ぼす問題が発生しています。詳しいルールはホームページをご確認ください。

☎ 木曽川河川下流事務所

☎ 0594(24)5718



くらし

最高裁判決を踏まえた 生活保護費の追加給付について

平成25年の生活保護基準改定に関する最高裁判決を受け、国の方針に基づき、対象となる世帯に追加給付を行います。

生活保護受給世帯／

現在生活保護を受給中の世帯は、準備が整い次第、順次支給します。(手続きは不要です)

生活保護廃止世帯／

以前生活保護を受給し、現在受給していない世帯は、当時の世帯主からの申し出が必要です。

追加給付の対象期間／

原則平成25年8月1日～平成30年9月30日

【最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター】

☎ 0120(179)445(フリーダイヤル)
午前9時～午後5時

☎ 社会福祉課 ☎(55)7115

くらし

愛知県在宅重度障害者手当・ 特別障害者等手当に関する 所得状況届・現況届お忘れなく

愛知県在宅重度障害者手当届出期間／8月3日(月)～31日(月)

特別障害者等手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当)届出期間／8月12日(水)～9月11日(金)

※対象の方には必要書類を送付します。
※各手当には、所得状況届などを提出することが義務づけられています。期間内に届出がない場合、手当が支給停止になります。

※愛知県在宅重度障害者手当および特別障害者手当等は、施設入所または3か月継続して入院されると受給資格が喪失となり、届け出が必要となります。

☎ 提出場所／社会福祉課または各支所

☎ 社会福祉課 ☎(55)7115

くらし

個人事業税第1期分の 納付をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付をしてください。

納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付に当たっては、納付書をお間違いないようご注意ください。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。



☎ 西尾張県税事務所県民税・事業税第二グループ

☎ 0586(45)3279

くらし

全国一斉「こどもの人権相談」 強化週間の実施について

いじめ、虐待のほか、学校生活、家庭の問題など、こどもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

☎ 期間／8月28日(金)～9月3日(木)

☎ 時間／午前8時30分～午後7時

ただし、8月29日(土)・30日(日)は午前10時～午後5時

【相談専用電話】

こどもの人権110番

☎ 0120(007)110(フリーダイヤル)

【LINEじんけん相談】

アカウント名:法務局LINEじんけん相談

☎ 検索ID:@linejinkensoudan

☎ 名古屋法務局人権擁護部

☎ 052(952)8111